

平成 2 6 年

上尾市教育委員会 3 月定例会 議案

議 案 名

議案第 1 3 号	平成 2 6 年度上尾市教育行政重点施策の策定について---	1
議案第 1 4 号	上尾市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する 規則の制定について-----	2
議案第 1 5 号	教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する 規則の一部を改正する規則の制定について-----	5
議案第 1 6 号	上尾市文化財調査専門員設置規則の制定について-----	6
議案第 1 7 号	上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する 規則の制定について-----	9
議案第 1 8 号	上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則 の制定について-----	1 0
議案第 1 9 号	上尾市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する 規則の制定について-----	1 1
議案第 2 0 号	上尾市スクールソーシャルワーカー設置規則の制定 について-----	1 9
議案第 2 1 号	上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則 の一部を改正する規則の制定について-----	2 2
議案第 2 2 号	上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する 規程の一部を改正する訓令の制定について-----	2 3
議案第 2 3 号	上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について-----	2 4

議案第 13 号

平成 26 年度上尾市教育行政重点施策の策定について

平成 26 年度上尾市教育行政重点施策を下記のとおり策定する。

平成 26 年 3 月 27 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

記

別紙「平成 26 年度上尾市教育行政重点施策」のとおり

提案理由

「夢・感動教育 あげお」の実現に向けて、上尾市教育振興基本計画（平成 23 年 3 月 24 日上尾市教育委員会策定）の実効性をより高めていくため、平成 26 年度上尾市教育行政重点施策を策定したいので、この案を提出する。

議案第 1 4 号

上尾市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について

上尾市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 2 6 年 3 月 2 7 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(上尾市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第 1 条 上尾市教育委員会事務局組織規則(平成 5 年上尾市教育委員会規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表教育総務部の項中「総務課」を「教育総務課」に改め、同条第 2 項教育総務部の部総務課の項中「総務課」を「教育総務課」に改め、同項第 1 1 号中「及び幼稚園」を削り、同項第 1 4 号中「属しない」の次に「事項に関する」を加え、同号を第 1 5 号とし、第 1 3 号を第 1 4 号とし、第 1 2 号の次に次の 1 号を加える。

(13) 市立幼稚園に関すること。

第 2 条第 2 項教育総務部の部生涯学習課の項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 市役所ギャラリーの運営に関すること。

第 2 条第 2 項学校教育部の部学務課の項第 2 号中「、児童及び幼児」を「及び児童」に改め、同項第 6 号中「属しない」の次に「事項に関する」を加え、同号を第 8 号とし、第 3 号から第 5 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 児童・生徒就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の支給に関すること。

(4) 特別支援学級の設置に関すること。

(上尾市教育委員会公印規則の一部改正)

第 2 条 上尾市教育委員会公印規則(昭和 6 2 年上尾市教育委員会規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「教育総務部総務課長」を「教育総務部教育総務課長」に、「総務課長」を「教育総務課長」に改め、同条第2項及び第3項中「総務課長」を「教育総務課長」に改める。

第5条第1項、第6条第1項及び第2項、第8条第2項並びに第9条中「総務課長」を「教育総務課長」に改める。

第11条の見出し中「総務課長保管公印」を「教育総務課長保管公印」に改め、同条第1項中「総務課長」を「教育総務課長」に、「総務課長保管公印」を「教育総務課長保管公印」に改め、同条第2項中「総務課長」を「教育総務課長」に、「総務課長保管公印」を「教育総務課長保管公印」に改め、同条第3項中「総務課長保管公印」を「教育総務課長保管公印」に改め、同条第4項中「総務課長保管公印」を「教育総務課長保管公印」に、「総務課長」を「教育総務課長」に改め、同条第5項中「総務課長保管公印」を「教育総務課長保管公印」に、「総務課長」を「教育総務課長」に改める。

別表並びに第3号様式及び第5号様式中「総務課長」を「教育総務課長」に改める。

(上尾市図書館規則の一部改正)

第3条 上尾市図書館規則（平成18年上尾市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 子どもの読書活動の推進に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(教育総務部総務課に関する読替規定)

2 この規則の施行の際教育総務部総務課に勤務している者は、別に辞令を發せられない限り、同一の職により、教育総務部教育総務課に勤務を命ぜられたものとする。

提案理由

教育委員会事務局における組織の名称を変更することに併せ、組織改正に伴う分掌事務の変更を行うため所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 15 号

上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を
改正する規則の制定について

上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正
する規則を次のように定める。

平成 26 年 3 月 27 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部
を改正する規則

上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成 22 年
上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「上尾市民ギャラリー」を「上尾市ギャラリー」に改め、
同号ア中「管理上必要があるとき」を「特別の事情があるとき」に、「休館
日」を「休業日」に改め、同号イ中「管理上必要があると認めるとき」を
「特別の事情があるとき」に改める。

附 則

この規則は、上尾市民ギャラリー条例の一部を改正する条例（平成 25 年
上尾市条例第 37 号）の施行の日（平成 26 年 4 月 1 日）から施行する。

提案理由

上尾市民ギャラリー条例の一部を改正する条例（平成 25 年上尾市条例
第 37 号）の施行に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出す
る。

議案第 16 号

上尾市文化財調査専門員設置規則の制定について
上尾市文化財調査専門員設置規則を次のように定める。

平成 26 年 3 月 27 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市文化財調査専門員設置規則

(設置)

第 1 条 文化財の専門的事項を調査するため、上尾市文化財保護条例（平成 18 年上尾市条例 8 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき上尾市文化財調査専門員（以下「調査専門員」という。）を置く。

(職務)

第 2 条 調査専門員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 文化財の調査に関すること。
- (2) 文化財の保存、保護及び活用に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(定数)

第 3 条 調査専門員の定数は、6 人以内とする。

(身分)

第 4 条 調査専門員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号の規定による非常勤の特別職とする。

(委嘱)

第 5 条 調査専門員は文化財に関する専門的知識又は実務経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 6 条 調査専門員の任期は、1 年とする。ただし、調査専門員が欠けた場合の補欠の調査専門員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 調査専門員は、再任されることができる。

(勤務)

第 7 条 調査専門員の勤務日は、週 4 日以内とし、その勤務日の割振りは、教育総務部生涯学習課長（以下「課長」という。）が定める。

(服務)

第8条 調査専門員は、課長の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

2 調査専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

3 調査専門員は、その職の信用を傷つけ、又は職員全体の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 調査専門員は、その職務上の地位を特定の目的のために利用してはならない。

(報告)

第9条 調査専門員は、その職務における活動の状況を記録し、課長に報告しなければならない。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、課長に対し、調査専門員の活動状況等について報告を求めることができる。

(退職)

第10条 調査専門員は、自己の都合によりその任期中に退職しようとする場合は、退職しようとする日の1月前までに教育委員会に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(解嘱)

第11条 調査専門員が次の各号のいずれかに該当する場合には、教育委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、これを解嘱することができる。

(1) 服務に違反し、又は職務を怠った場合

(2) 調査専門員としてふさわしくない非行のあった場合

(3) 勤務実績が良くない場合

(4) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(5) 前各号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(その他)

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか、調査専門員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

文化財の専門的事項を調査するため、上尾市文化財保護条例第 4 条第 2 項の規定に基づき設置する「上尾市文化財調査専門員」について、職務の内容、勤務の条件等を定めたいので、この案を提出する。

議案第 17 号

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 26 年 3 月 27 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校職員服務規程（昭和 32 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び事務主事」を「、事務主事、主任専門員及び専門員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

小中学校等事務職員及び学校栄養職員の再任用の職と職名が変更されたことに伴い、服務規程の一部を改正したいので、この案を提出する。

議案第 18 号

上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 26 年 3 月 27 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校管理規則（昭和 32 年上尾市教育委員会規則第 5 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項本文中「必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは」
を「必要があるときは」に改め、同項ただし書中「については、」の次に「教
育委員会の承認を得ることに代えて、」を加え、「届け出ることをもって足
る」を「届け出るものとする」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

土曜日等に授業を実施することが可能であることを明確にするため、こ
の案を提出する。

議案第 19 号

上尾市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則の制定について

上尾市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則を次のように定める。

平成 26 年 3 月 27 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 6 号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）に基づき、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、上尾市立小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）において使用する教科用図書（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 34 条第 1 項（同法第 49 条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）の採択を行うために必要な事項を定めるものとする。

(採択の基本的な考え方)

第 2 条 教育委員会は、文部科学省及び埼玉県教育委員会の教科用図書の採択に係る基本的な考え方にとり、採択の対象となる教科用図書について、十分な調査研究を行い、児童生徒の実態に配慮し、適正かつ公正な採択に努めなければならない。

(採択の方法)

第 3 条 教科用図書の採択は、教育委員会が義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 10 条の規定に基づく埼玉県教育委員会の指導、助言又は援助の下に行うものとする。

2 教育委員会は、市立学校において使用する教科用図書を種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに1種採択する。
（採択のための組織）

第4条 教育委員会は、採択に必要な資料（以下「選定資料」という。）を得るため、教科用図書選定資料作成委員会（以下「資料作成委員会」という。）を設置する。

2 教育委員会は、教科用図書について専門的な調査研究を行うため、教科ごとに教科用図書調査研究専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

（資料作成委員会の任務）

第5条 資料作成委員会は、教育委員会からの調査依頼を受け、専門部会及び学校の調査研究結果、教科用図書展示会におけるアンケートを参考に協議及び検討を行い、その結果を指定された期日までに、選定資料を作成し、教育委員会に報告しなければならない。

2 資料作成委員会は、第9条に規定する報告及び説明を専門部会に求めることができる。

3 資料作成委員会は、第16条に規定する調査研究結果の報告を校長に求めることができる。

4 資料作成委員会は、専門部会の報告がなお不十分と思われるときは、これを差し戻して、改めて調査研究の上、報告を求めることができる。

5 資料作成委員会は、教育委員会の求めに応じ、教育委員会の会議に出席し、調査検討事項の説明を行うものとする。

（資料作成委員会の組織）

第6条 資料作成委員会は、別表第1に掲げる資料作成委員をもって組織し、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 資料作成委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 3 委員長及び副委員長は、資料作成委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会務を総理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(資料作成委員会の会議)

第7条 資料作成委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 資料作成委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 資料作成委員会の会議の議事は、出席した資料作成委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(資料作成委員の任期)

第8条 資料作成委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該年度の8月31日までとする。

(専門部会の任務)

第9条 専門部会は、教科用図書の内容を調査研究し、資料作成委員会に対して、指定された期日までに、調査研究資料を作成し、報告しなければならない。

- 2 専門部会は、教育委員会の求めに応じ、教育委員会の会議に出席し、調査検討事項の説明を行うものとする。

(専門部会の組織)

第10条 専門部会は、別表第2に掲げる専門部会委員(教科用図書について専門的な調査研究を行う者をいう。以下同じ。)をもって組織し、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- 2 各専門部会に、専門部会長を置く。
- 3 専門部会長は、各専門部会の代表として資料作成委員を務めるとともに、会務を総理する。

(専門部会の会議)

第11条 専門部会の会議は、専門部会長が招集する。

(専門部会委員の任期)

第12条 専門部会委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該年度の8月31日までとする。

(守秘義務)

第13条 資料作成委員及び専門部会委員は、教科用図書の調査研究の過程で知り得た事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(欠格事項)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、資料作成委員及び専門部会委員となることができない。

- (1) 教科用図書発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
- (2) 顧問、参与、嘱託等名称のいかんを問わず、事実上教科用図書発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
- (3) 過去4年間に、教科用図書及び教師用指導書の著作及び編集に関与した者（事実上著作に参加し、又は協力した者を含む。）
- (4) 著作者が団体である場合は、その団体の役員及びこれに準ずる者並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
- (5) その他、教科用図書発行者の事業の運営に重要な影響を有する者

(解嘱等)

第15条 教育委員会は、資料作成委員及び専門部会委員が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、任期の途中であっても解嘱し、又は解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき。

- (2) 病気その他の理由により職務が遂行できなくなったとき。
- (3) 委員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が委員を解任する必要があると認めたとき。

(市立学校における調査研究結果)

第16条 資料作成委員会は専門部会の作成した全ての教科用図書の調査研究結果のほか、市立学校における教科用図書の調査研究結果を選定資料作成の参考にすることができる。

(採択された教科用図書の周知)

第17条 教育委員会は、採択した教科用図書を広く市民の閲覧に供するため、閲覧方法等の周知に努めるものとする。

(庶務)

第18条 資料作成委員会及び専門部会に関する庶務は、教育委員会学校教育部指導課において処理する。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

資料作成委員会

資料作成委員	
校長会代表（小・中学校から 1 名ずつ）	2 人
各専門部会の代表	9 人
教育委員会学校教育部指導課事務局職員	2 人

別表第 2（第 10 条関係）

専門部会

小学校

教科ごとの専門部会	分掌種目等	専門部会委員
国語教科用図書調査研究専門部会	国語、書写	校長又は教頭 若しくは主幹 教諭等から 7 人以内
社会教科用図書調査研究専門部会	社会、地図	
算数教科用図書調査研究専門部会	算数	
理科教科用図書調査研究専門部会	理科	
生活教科用図書調査研究専門部会	生活	
音楽教科用図書調査研究専門部会	音楽	
図画工作教科用図書調査研究専門部会	図画工作	
家庭教科用図書調査研究専門部会	家庭	
体育教科用図書調査研究専門部会	保健	

中学校

教科ごとの専門部会	分掌種目等	専門部会委員
国語教科用図書調査研究専門部会	国語、書写	校長又は教頭 若しくは主幹 教諭等から 7 人以内
社会教科用図書調査研究専門部会	地理的分野 歴史的分野 公民的分野 地図	
数学教科用図書調査研究専門部会	数学	
理科教科用図書調査研究専門部会	理科	
音楽教科用図書調査研究専門部会	音楽	
美術教科用図書調査研究専門部会	美術	
保健体育教科用図書調査研究専門部会	保健体育	
技術・家庭教科用図書調査研究専門部会	技術分野 家庭分野	

提案理由

平成26年度より、上尾市教育委員会が、上尾市立小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択を単独で行うことに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、必要な事項を定めるため、この案を提出する。

議案第 20 号

上尾市スクールソーシャルワーカー設置規則の制定について
上尾市スクールソーシャルワーカー設置規則を次のように定める。

平成 26 年 3 月 27 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市スクールソーシャルワーカー設置規則

(設置)

第 1 条 不登校及び引きこもりをはじめとする家庭の問題に対し、家庭訪問等により改善を図るため、上尾市教育センター（以下「教育センター」という。）に上尾市スクールソーシャルワーカー（以下「スクールソーシャルワーカー」という。）を置く。

(職務)

第 2 条 スクールソーシャルワーカーは、前条に規定するスクールソーシャルワーカーの設置の目的を達成するために必要な次に掲げる職務を行う。

- (1) 問題を抱える児童及び生徒が置かれた環境への働きかけに関すること。
- (2) 関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整に関すること。
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築及び支援に関すること。
- (4) 保護者に対する支援、相談及び情報提供に関すること。
- (5) 児童及び生徒へのカウンセリングに関すること。
- (6) 教職員等に対する研修活動に関すること。

(定数)

第 3 条 スクールソーシャルワーカーの定数は、2 人以内とする。

(身分)

第 4 条 スクールソーシャルワーカーは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号の規定による非常勤の特別職とする。

(委嘱)

第 5 条 スクールソーシャルワーカーは、教育及び福祉に関する知識並びに経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 6 条 スクールソーシャルワーカーの任期は、1 年とする。ただし、スク

ールソーシャルワーカーが欠けた場合の補欠のスクールソーシャルワーカーの任期は、前任者の残任期間とする。

2 スクールソーシャルワーカーは、再任されることができる。

(勤務)

第7条 スクールソーシャルワーカーの勤務日は、月5日以内とし、その勤務日の割振りは、教育センター所長が定める。

(服務)

第8条 スクールソーシャルワーカーは、教育センター所長の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

2 スクールソーシャルワーカーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

3 スクールソーシャルワーカーは、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 スクールソーシャルワーカーは、その職務上の地位を特定の目的のために利用してはならない。

(報告)

第9条 スクールソーシャルワーカーは、その職務における活動の状況を記録し、教育センター所長に報告しなければならない。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、教育センター所長に対し、スクールソーシャルワーカーの活動状況等について報告を求めることができる。

(退職)

第10条 スクールソーシャルワーカーは、自己の都合によりその任期中に退職しようとする場合は、退職しようとする日の1月前までに教育委員会に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(解嘱)

第11条 スクールソーシャルワーカーが次の各号のいずれかに該当する場合には、教育委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、これを解嘱することができる。

- (1) 服務に違反し、又は職務を怠った場合
- (2) スクールソーシャルワーカーとしてふさわしくない非行のあった場合
- (3) 勤務実績が良くない場合
- (4) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (5) 前各号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、スクールソーシャルワーカーに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

スクールソーシャルワーカーを、新たに非常勤の特別職の職員として位置付けた上で、その職務の内容、勤務の条件等を定めたいので、この案を提出する。

議案第 2 1 号

上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 2 6 年 3 月 2 7 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則

上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則（平成 1 3 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「2 人」を「3 人」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

教育心理専門員の定数を 2 人以内から 3 人以内へと増員したいので、この案を提出する。

議案第 22 号

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 26 年 3 月 27 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成 22 年上尾市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 教育総務部総務課の表中「教育総務部総務課」を「教育総務部教育総務課」に改め、同表 3 の項第 9 号中「総務課長」を「教育総務課長」に改める。

別表第 2 教育総務部生涯学習課の表 1 の項並びに 2 の項第 1 号及び第 2 号中「上尾市民ギャラリー」を「上尾市ギャラリー」に改める。

別表第 2 学校教育部指導課の表 3 の項第 3 号中「原級留意」を「原級留置」に改める。

附 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

教育委員会事務局における組織の名称を変更することに伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 23 号

上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について

上尾市文化財保護審議会委員に下記の者を委嘱する。

平成 26 年 3 月 27 提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

記

任期 平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

氏名	住所	専門分野	備考
うだか よしあき 宇高 良 哲	上尾市大字今泉在住	歴史（中・近世史）	再任
おくずみ としお 奥 隅 俊男	上尾市本町在住	建築	再任
かとう いさお 加藤 功	上尾市大字平塚在住	歴史（中世史）	再任
きし きよとし 岸 清 俊	上尾市大字小泉在住	歴史（近世史）	再任
こじま たかお 小島 孝夫	伊奈町大字小室在住	民俗	再任
しもさと みつまさ 下里 光 正	上尾市柏座在住	工芸品（陶芸）	再任
とおやま まさひろ 遠山 正博	上尾市二ツ宮在住	工芸品（刀剣）	再任
いのうえ はじめ 井上 肇	上尾市浅間台在住	考古	新任

提案理由

文化財保護審議会委員の任期が平成 26 年 3 月 31 日で満了することに伴い、上尾市文化財保護条例(平成 18 年上尾市条例第 8 号)第 27 条の規定により委嘱したいので、この案を提出する。